

各競技団体会長 様

愛媛県競技力向上対策本部
事務局長 辻岡 英幸
(愛媛県 競技スポーツ課長)

令和 7 年度スポーツ専門員の募集・採用について（2 回目）

秋寒の候、貴職におかれましては、ますますの御清祥のこととお喜び申し上げます。
また、本県のスポーツ振興につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記の要領で2 回目の募集・採用の手続きを進めてまいりますので、別添資料を御確認の上、候補者がいましたら「スポーツ専門員推薦用紙」の提出をお願いいたします。

なお、今回の選考対象は、新規候補者と現スポーツ専門員の次年度継続希望者となります。

記

1 2 回目募集・採用スケジュール

- ・ 令和 6 年12月13日（金） 「スポーツ専門員推薦書」提出〆切
- ・ 推薦書受理～12月下旬 本部が候補者本人に個人調書の作成を依頼し受理
- ・ 1月上旬～2月下旬 面接
- ・ 採用 令和 7 年 4 月 1 日

2 推薦書の提出について

- (1) 提出物 「スポーツ専門員推薦用紙」
- (2) 提出先 愛媛県競技力向上対策本部

〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2
愛媛県観光スポーツ文化部スポーツ局競技スポーツ課内

3 その他

今回の面接では 20 名程度の採用予定としており、国際大会枠での採用希望者でも、選考の結果、県内定着枠での採用となる場合があります。

※不明な点は、本部各競技担当者にお問い合わせください。

【愛媛県競技力向上対策本部事務局】

愛媛県観光スポーツ文化部スポーツ局競技スポーツ課
競技力向上グループ 担当：重松 正輝
〒790-8570 松山市一番町四丁目 4 - 2
TEL (089)947-5453 FAX (089)947-5721
E-mail shigematsu-masateru@pref. ehime. lg. jp

スポーツ専門員について

愛媛県競技力向上対策本部

1 目 的

国内トップレベルの優れた競技力を有する者を「スポーツ専門員」として雇用し、国スポ成績の向上に寄与するとともに、本県ジュニア選手の育成指導や医科学的支援等を行うことで、競技力の更なる向上や地域スポーツの振興等を図るため、本県競技力の更なる向上を図る。

2 資格（競技実績・戦績等）

(1) 国際大会枠

ア 採用予定日を基準とする過去3年間に、国際競技大会（オリンピック競技大会、世界選手権大会、アジア大会及びそれらと同等の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。）に日本代表選手として選ばれた者

イ 採用予定日を基準とする過去2年間に、全国大会（国民体育大会（国民スポーツ大会）、全日本選手権大会及びそれらと同等の全国的な規模のスポーツの競技会をいう。）でベスト4以上の成績を収めた者（団体種目においては、正選手として出場した者）

ウ 過去にオリンピック等の国際大会への出場や該当競技の実業団トップリーグ等に在籍し、活躍した実績がある者

エ 過去に優秀な指導実績がある者

(2) 県内定着枠

・ 採用予定日を基準とする過去3年間に、全国大会（国民体育大会（国民スポーツ大会）、全日本選手権大会及びそれらと同等の全国的な規模のスポーツの競技会をいう。）でベスト8以上の成績を収めた者（団体種目においては、正選手として出場した者）

(3) スポーツ医科学枠

3 業務内容

(1) 選手として専門競技の競技力強化に従事

(2) 指導者として強化指定校等の部活動を中心に県内選手への育成指導に従事

(3) えひめハイパフォーマンス測定室の運用等

4 雇用期間

4月1日～3月31日の1年間

※年度途中の採用も可。この場合、雇用期間は採用日の属する年度の3月31日とする。

※必要な場合は更新することができる。

5 勤務時間

週29時間

原則として土曜日及び日曜日を含む週5日間

6 報 酬

国際大会枠・スポーツ医科学枠：月額30万円（年間360万円）

県内定着枠：月額24万円（年間288万円）

7 費用弁償

旅費の支給方法及び支給額は、愛媛県の旅費の支給方法及び支給額の例による。

8 休 暇

年次有給休暇：初年度10日

9 服 務

地方公務員法第30条及び第32条から第35条までの規定を準用する。

10 社会保険

健康保険・厚生年金保険・雇用保険へ加入。

11 災害補償

労働者災害補償保険法の定めるところによる。